放課後児童支援員・放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

１　勤務条件等

募集職種	放課後児童支援員又は放課後児童支援員補助員
職務内容	公立学童保育室の業務全般及び児童の活動支援
募集人数	前原学童保育室　１名
勤務場所	前原学童保育室（所在地：本庄市前原１丁目４番１３号　前原児童センター内） ※繁忙期は、勤務場所以外の公立学童保育室及び市児童センター業務の補助をしていただく場合があります。その場合、勤務時間はそれぞれの勤務場所の条件となります。
受験資格	必要な免許・資格等：放課後児童支援員、保育士、幼稚園教諭等 ※資格は必須ではありませんが、保有者及び経験者を優先します。 なお、地方公務員法第１６条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	・勤務日 週２日～週３日程度、シフトによる変動有り。 （日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日に勤務） ・勤務時間 （１）学校のある日：放課後～午後７時の間で７時間４５分以内（６時間を超える勤務は６０分の休憩） ※学校終了時刻による変動有り （２）学校休業日：午前８時～午後７時の間で７時間４５分以内（６時間を超える勤務は６０分の休憩） 所定労働時間を超える労働　無
任用期間	令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで ※採用日により、任用開始日が令和６年４月１日以降となる場合があります。
給与	○初任給 大学卒　時間額　1,228 円～ 短大卒　時間額　1,143 円～

	高校卒　時間額　1,075 円～ ※本庄市役所での職歴に応じ、初任給月額が加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月２１日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入要件に該当する場合に限ります。

２　申込手続等

受付期間	令和６年２月２７日（火）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付し、有資格者は資格証の写しを添付の上、以下へ持参又は郵送してください。 〒３６７－００４７ 本庄市前原１丁目４番１３号　前原児童センター 受付時間：午前９時～午後５時３０分（日・祝日を除く。） ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、前原児童センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和６年２月２７日（火）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
選考方法	面接（面接の日時は、申込書受付時にお知らせします。）
結果通知発送日	面接終了後１０日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不適当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から１か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和７年３月３１日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。

３　問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市保健部子育て支援課前原児童センター係　電話：０４９５－２１－９８２０

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係　電話：０４９５－２５－１１６０